外 貨 定 期 預 金 規 定

第１条．外貨定期預金の支払時期
(1)この預金は、証書表面記載の満期日に利息とともに支払います。
また、満期日が当庫所定休業日および証書表面記載の通貨国市場休業日にあたる場合には、満期日を翌営業日とします。
(2)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

第２条．自動継続
自動継続型外貨定期預金は以下の規定を適用します。
(1)この預金は証書表面記載の満期日に税引き後の利息金額を元金に加算し、新元金として前回と同一通貨および同一期間の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
(3)自動継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは継続後の満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。
(4)自動継続後の満期日は預入日の応答日となりますが、応答日が休日の場合は、月を越えない限り翌営業日が応答日となります。翌営業日が月初の場合は前営業日となります。また、次の満期日は、これらの調整に関わらず当初預入日の応答日となります。
(5)預金証書には継続後の明細を記載できません。継続後の明細は別途お渡しする計算書等でご確認願います。

第３条．利息
(1)この預金の利息は、証書表面記載の期間、利率および当金庫所定の付利単位によって計算します。また、自動継続後の預金利息は継続の都度、継続時の当金庫所定の利率により継続後の預入期間及び当金庫所定の手続きに従い計算します。自動継続を行わない預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの期間について、解約日または書替継続日の当金庫外貨普通預金利率によって計算します。
(2)当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について、解約日の当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、中途解約に伴い当金庫に生じた損害金をご負担いただきます。

第４条．相場・手数料
(1)この預金の払戻しに際し、証書表面記載と異なる通貨にて支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。
(2)証書表面記載の通貨により支払う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

第５条．外国通貨現金による払戻し
この預金の外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当金庫の都合により、当金庫所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

第６条．為替予約
この預金の預入または満期解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める為替予約締結約定書を差し入れていただきます。また、予約締結後に予約締結及びその内容確認のため当金庫と予約スリップを交換していただきます。

第７条．反社会的勢力との取引根絶
この預金口座は、第８条の第２項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第８条の第２項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第８条．預金の解約、書替継続
(1)この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
(2)次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
Ａ．暴力的な要求行為
Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為
Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
Ｅ．その他ＡからＤに準ずる行為

第９条．届出事項の変更、証書の再発行等
(1)この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
(2)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第10条．印鑑照合
この証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第11条．成年後見人等の届出
(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも前記 第２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
(4)前記 第３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
(5)前記 第４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第12条．譲渡、質入れの禁止
(1)この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。
(2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第13条．保険事故発生時における預金者からの相殺
(1)この預金は当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、満期日が未到来であっても当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到

来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保が設定されている場合にも相殺することができます。

(2)前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印して提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②第1号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第 1 号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。

(3)前記第1項により相殺する場合の利息等の計算については、次の通りとします。

①この預金の利息計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)前記第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 14 条. 規定の変更

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 15 条. 準拠法、裁判管轄権

(1)この預金取引の準拠法は日本法とします。

(2)この預金に関し紛争が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以　上

２０２０年４月１日現在